

面会管理規程

医療法人 結和会 松山西病院

第1章 総則

（目的）

第1条 本規程は、医療法人 結和会 松山西病院（以下「当院」という。）における入院患者（以下「患者」という。）への面会に関し、必要な事項を定めることにより、患者の安静、適切な医療環境の保持、院内感染の防止、および防犯管理を徹底することを目的とする。

（基本原則）

第2条 面会は患者の療養生活を支え、精神的な安定に寄与するものであるが、治療および安全管理の観点から、すべて本規程に基づく管理の下に行われなければならない。

第2章 面会の基準

（面会時間）

第4条 面会時間は、原則として以下の通りとする。ただし、病状の急変その他やむを得ない事情がある場合は、医師または看護師長の許可を得て、時間外の面会を認めることがある。

区分	面会可能時間	面会場所
一般病棟	14:00 ～ 16:00	一般病棟内
療養病棟	14:00 ～ 16:00	療養病棟内

（面会者の範囲および人数制限）

第5条 面会者は原則として、近親者のみとする。
2. 同時に面会できる人数は、患者1名につき原則として2名までとする。
3. 未就学児の面会は、院内感染防止および小児の健康守護の観点から、原則として禁止する。
ただし、医師が特に認めた場合はこの限りではない。

（面会の回数および時間制限）

第5条 面会は患者1名につき1度の面会は2名まで、面会時間は30分以内とする。

第3章 面会の手続きおよび遵守事項

（面会の手続き）

第6条 面会者は、入館時に必ず1階受付において「面会者名簿」に必要事項を記入し、提出しなければならない。

2. 面会者は、入館時に必ず1階受付において「面会カード」を胸部などの見えやすい位置に常時着用しなければならない。退館時は速やかに面会者カードを返却するものとする。

（衛生管理および感染対策）

第7条 面会者は、病棟入退出時において、設置された消毒液による手指消毒、および不織布マスクの着用を義務付ける。

2. 以下に該当する者の面会は、不可とする。

- (1) 発熱、咳嗽、咽頭痛、下痢、嘔吐等の症状がある者
- (2) 同居家族や身近な者に感染症（インフルエンザ、新型コロナウイルス等）の疑いがある者
- (3) その他、医師または看護師が不適当と判断した者

（面会者の遵守事項）

第8条 面会者は、院内において以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 他の患者の迷惑となるような大声での会話、または迷惑行為を行わないこと。
- (2) 院内での写真撮影、動画撮影、および録音を行わないこと。
- (3) 患者への飲食物の持ち込みは原則として禁止する。持ち込みを希望する場合は、必ず事前に主治医または看護師の許可を得ること。
- (4) 院内指定場所以外での携帯電話等による通話は控えること。

第4章 面会の制限および拒絶

（病院側による制限・拒絶）

第9条 当院は、以下の事由がある場合、面会を一時的に制限または拒絶することができる。

- (1) 患者の病状悪化、または治療・検査が実施される場合
- (2) 患者本人が面会を希望しない場合、または家族から拒絶の申し出があった場合
- (3) 地域における感染症の流行等により、院内感染対策を強化する必要がある場合（全館面会制限等）
- (4) 「面会者名簿」において、体調欄未記入や虚偽の記載が発見された場合もしくは体調不良が認められる場合
- (5) 面会者が本規程の遵守事項に違反、または医師及びスタッフの指示に従わない場合

附則

本規程は、2026年6月1日から施行する。

改定:2026年7月6日 ― 面会予約廃止